

30 監 査 第 38 号
平成 30 年 5 月 8 日

別記請求人及び代理人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 神 野 博 史

同 鈴 木 喜 博

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

平成30年4月23日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

平成30年4月23日付けで請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は次のとおりと認めた。

- 1 設楽ダムは、特定多目的ダム法に基づいて、国土交通大臣が建設する多目的ダムである。

愛知県は、同法によりダム使用権設定申請をしてダム使用権設定予定者となっており、概算事業費2,400億円のうち水道用水分の264億円を負担し、毎年度当該年度分の支払いがなされる。

- 2 2006年策定の豊川水系水資源開発基本計画（以下「豊川水系フルプラン」という。）に係る愛知県の需給想定調査では、目標年（2015年）における豊川水系の上水道の需要量は、 $4.42\text{m}^3/\text{s}$ （一日最大給水量 $33.9\text{万}\text{m}^3$ ）になると想定していた。

これに対して、既存施設の供給能力は近年20年間で2番目の渇水年における供給可能量（以下「近年2/20供給可能量」という。）が $3.56\text{m}^3/\text{s}$ （一日最大給水量は、愛知県需給想定調査に基づけば $28.6\text{万}\text{m}^3$ ）であるので、設楽ダム（開発水量 $0.18\text{m}^3/\text{s}$ ）からの供給が必要とされていた。

しかし、2017年3月に公表された、2015年度の「愛知県の水道 水道年報」によれば、豊川水系の上水道の一日最大給水量は、 $27.0\text{万}\text{m}^3$ であった。

目標年の実績は、愛知県需給想定調査の想定した需要量にならず、かつ、設楽ダムのない既存施設でも、供給可能なことが確定した。さらに、工業用水に余剰があるので、上水道の近年2/20供給可能量は、この余剰分の利用によって $34.9\text{万}\text{m}^3$ になることから、設楽ダムの水道水の必要性は失われた。

- 3 ダム使用権設定申請は、ダム使用権という権利取得の申請であるので取り下げることができ、ダム使用権設定予定者がダム使用権設定申請を取り下げたときは、当該ダム事業から撤退することとなり、以後の費用負担金の納付義務がなくなるうえ、納付した費用負担金も返還される。
- 4 上記2のように設楽ダムの水道水が必要でなくなった以上、そのダム使用権設定申請を取り下げて、以後の費用負担金の納付義務をなくし、納付した費用負担金の返還を求めなければならない。
- 5 よって、設楽ダムの愛知県の水道水の費用負担金（以下「水道水の費用負担金」という。）につき、①ダム使用権設定申請の取下げ、ないしそれをしないことの違法確認、②支出をしない、③支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、④その他必要な措置、以上の措置を求めるものである。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

1 法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できるとする制度である。

したがって、住民監査請求においては、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為又は怠る事実について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。

2 請求人は、豊川水系フルプランの目標年の一日最大給水量が想定した需要量にならず、かつ、設楽ダムのない既存施設でも、供給可能なことが確定し、設楽ダムの水道水の必要性は失われたとして、ダム使用权の設定申請を取り下げらるべきであると主張しているが、これは財務会計上の行為である水道水の費用負担金の支出自体の違法性・不当性ではなく、ダム使用权の設定申請を支出の原因行為として捉え、これを取り下げないことの違法性・不当性を主張しているものと解される。

3 ところで、前項の水道水の費用負担金は、知事がダム使用权の設定を申請したこと及び県議会による同意議決を経て、設楽ダムの建設に関する基本計画に同意したことにより、本県が負担することになったものである。したがって、ダム使用权の設定申請及び設楽ダム基本計画に対する同意は、水道水の費用負担金の支出の原因行為と捉えられる。なお、知事は、平成28年7月、同意議決を経て、同計画の変更（概算費用及び工期）に同意している。

4 しかしながら、水資源開発施設については、その整備に長期間を要し、急に水需要が増大しても、その施設が完成するまでは供給を行うことができないという特質を有していることを考慮すると、豊川水系フルプランの目標年の一日最大給水量の実績が、請求人が主張するように想定需要量に達していないとしても、設楽ダムの水道水の必要性が失われたとして、ダム使用权の設定申請を取り下げないことに違法性・不当性があるとまで、直ちに断ずることはできない。

- 5 ちなみに、豊川水系フルプランについて、平成22年6月30日の名古屋地方裁判所判決によれば、「豊川水系フルプランの基礎となった愛知県需給想定調査の水道用水及び工業用水の需要想定には、平成27年における実際の需要量がその想定需要値に達しない可能性が相当高いという問題があることは確かである。」とされたものの、「水道は、国民の日常生活に直結しその健康を守るために欠くことのできない設備であり、また、産業の維持、発展のためにも安定した水の供給が要請されるものである。その一方で、水資源開発施設については、その整備に長期間を要し、急に水需要が増大しても、その施設が完成するまでは供給を行うことができないという特質を有していることを考慮すると、水資源開発基本計画を策定するに当たっては、長期的な視点に立って将来の当該地域における経済、社会の発展にも十分対応できるよう水需要の見通しを立てる必要があるものである。」とされているところである。
- 6 このように、請求人は、財務会計上の行為である水道用水の費用負担金の支出自体の違法性・不当性を主張していないばかりでなく、その主張からは、ダム使用権の設定申請を取り下げないことについても違法性・不当性があると直ちに認めることはできない。
- 7 よって、請求人の主張は、本県財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に摘示しているものとは認められない。
- 8 以上により、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、却下は免れない。